

# 世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」オンラインツアー実施業務委託 仕様書

## 1 事業の名称

世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」オンラインツアー実施等業務（以下、本事業）

## 2 事業委託期間

事業委託締結の日から令和6年3月20日（水）まで

## 3 事業目的

世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」の周遊促進及び4資産の認知度向上を図るため、モニターツアーを実施する。

併せて、今後の周遊促進の参考とするため、参加者の意見や感想を集約する。

## 4 事業概要

オンラインシステム（WEB会議システム等）を活用、実際の旅行ではなく、「バーチャル」で旅行を味わうことができる「オンラインツアー」を企画・実施する。また、ツアー終了後、ツアー動画を編集の上、群馬県公式YouTubeチャンネル「tsulunos」等に掲載することにより、より多くの方に「富岡製糸場と絹産業遺産群」の魅力を知ってもらい、来訪につなげる。

- (1) オンラインツアーの企画・実施  
(企画・演出構成・事前取材・ツアー運営・出演者手配・撮影全般)
- (2) オンラインツアーの参加者募集・調整、ツアー運営  
(WEBでのツアー募集掲載、参加人数調整、参加者とのやり取り、会議システム等での運営全般)
- (3) オンラインツアーの動画編集、納品  
(既存映像入手・映像編集・納品調整等)
- (4) 告知プロモーション  
(媒体での告知・宣伝)
- (5) 上記に係る運営全般  
(撮影許可、放映関係規定確認、報告)

## 5 委託内容（詳細）

- (1) オンラインツアーの企画・実施
  - ①オンラインツアー構成、ツアーテーマ、ツアー演出等を企画すること。企画については、事前に案を提出し、群馬歴史文化遺産発掘・活用・発信実行委員会（以下、当委員会）の了承を得ることとする。
  - ②ツアーのメインターゲットは歴史好きの20～30代の女性とする。

- ③「富岡製糸場と絹産業遺産群」を構成する4つの資産を実際に訪れる動機付けになる内容とすること。
- ④ターゲットの興味を惹く、周辺の観光情報を含めること。
- ⑤各資産の魅力を体感できるように工夫すること。またツアー後の動画配信を想定して、交通手段などの情報を含めること。
- ⑥事前撮影も可とする。
- ⑦現地情報のアナウンス、現地の人とのふれあい、共同体験等を取り入れ、臨場感あふれる企画構成とすること。
- ⑧制作に関する事前取材、及び撮影・放映許諾やアポイント、各種調整は、全て受託者において行うこと。

## (2) オンラインツアーの参加者募集・調整、ツアー運営

- ①オンラインツアーの募集告知を実施すること。
- ②参加者人数調整（定員設定・募集締め切り等）を実施すること。なお参加人数は50名程度とすること。
- ③参加者との連絡調整（実施案内・行程表・注意事項・許諾事項送信等）を実施すること。
- ④会議システム等（ZOOM等）を利用して、オンラインツアー主催者としてWEB運営を実施すること。
- ⑤ツアー参加者とのチャットでのコミュニケーション等ツアーをより双方向で楽しめる運営とすること。
- ⑥ツアー中、及びツアー後における参加者からの要望（クレームや意見等）に適切に対応すること。
- ⑦ツアー後に参加者を対象にアンケートを実施すること。
- ⑧その他、オンラインツアーの円滑なオペレーション全般を実施すること。

## (3) オンラインツアーの動画編集、納品

- ①オンラインツアー実施後、録画映像について、動画視聴用に編集すること。
- ②編集後の納品形態については、ウェブサイトやYouTube、テレビ放送等で使用可能なファイル形式とすること。
- ③コンテンツに付随する字幕やナレーション等の言語は、日本語とすること。

## (4) 告知プロモーション

- ①オンラインツアー実施事前告知を実施すること。
- ②納品動画について、各種媒体等で告知宣伝すること。

## (5) 上記に係る運営全般

- ①オンラインツアー運営・取材費用等に係る全ての諸経費（事前取材、関係者謝金、交通費、宿泊費等）は、本事業における業務委託費に含むこと。
- ②オンラインツアー実施、及び録画映像の放映に関する各種規定（著作権を含む各種規定、権利関係等）について、受託者にて確認、調整し、当委員会と情報共有すること。
- ③事業終了後、参加者アンケートの結果を含む「事業報告書」を提出すること。
- ④その他、必要事項については、当委員会と協議のうえ、確定させること。

## 6 成果品

- (1) 事業報告書（A4版）7部及び電子ファイル（word、PDF等）一式 ※2
- (2) オンラインツアーコンテンツ一式（データ）※1
- (3) 上記に付随するデジタルデータ
- (4) その他

製作者、文化庁補助事業を活用した制作したことを明記するため、事業報告書、映像内に次の記載をすること。

- ・群馬歴史文化遺産発掘・活用・発信実行委員会
- ・群馬県文化振興課
- ・文化庁のシンボルマーク
- ・令和5年度文化庁文化芸術振興費補助金（地域文化財総合推進事業）

※1 参加者アンケートの結果を含めること

※2 受託者にて、著作権処理を行い、当委員会において2次利用可能なものとする。納品のファイル形式については、協議のうえ確定させる。

## 7 その他留意事項

- ・本仕様書に定めのない事項及び調査実施にあたって疑義が生じた場合は、当実行委員会と協議し、その指示に従うこと。
- ・事業内容の詳細については、企画競争により請負業者が特定した後、当実行委員会との協議により変更することがある。
- ・本事業で得られたコンテンツ、データ等については、当実行委員会、受託者に帰属するものとする。
- ・本事業の制作物及び二次的著作物の著作権は、当実行委員会、受託者に帰属するものとする。
- ・本事業の実施スケジュール等を明らかにした事業計画書を作成し、当実行委員会の承認を得ること。
- ・事業の詳細について当実行委員会と協議の上決定し、進捗状況を綿密に報告すること。
- ・事業完了後、速やかに事業完了報告書を作成し、当実行委員会に提出すること。